

# 重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化

## これまでの取組および整備目標

### 密集法制定 (9年5月公布、11月施行)

・防災上危険な密集市街地について、地権者の自主的な建て替えを促進するための制度等を整備。

### 都市再生プロジェクト(第三次決定)

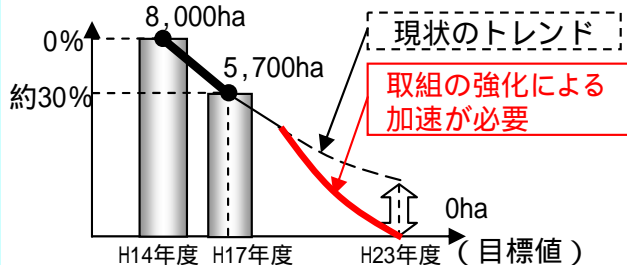
(13年12月都市再生本部決定) 抜粋

・密集市街地のうち、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東京、大阪で各々約2,000ha、全国で約8,000ha)を重点地区(重点密集市街地)として、今後10年間で整備し、それぞれの市街地において最低限の安全性を確保。

### 密集法改正(15年6月公布、12月施行)

・地権者の2/3以上の同意で建て替えと公共施設整備が出来る仕組みや、道路と沿道建築物が一体となった延焼の防止と避難路の確保等のための仕組みを導入。

## 重点密集市街地の解消の状況と見通し



8,000haの重点密集市街地を早期に解消するため、取組の一層の強化が必要。

## 重点密集市街地の分布状況(東京・大阪)

(H15.7 国土交通省調べ)



【東京】2,339ha

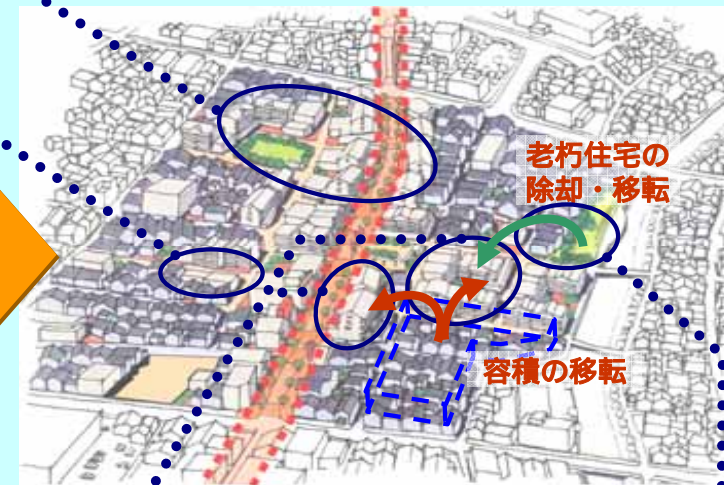
【大阪】2,295ha

## 取組イメージ

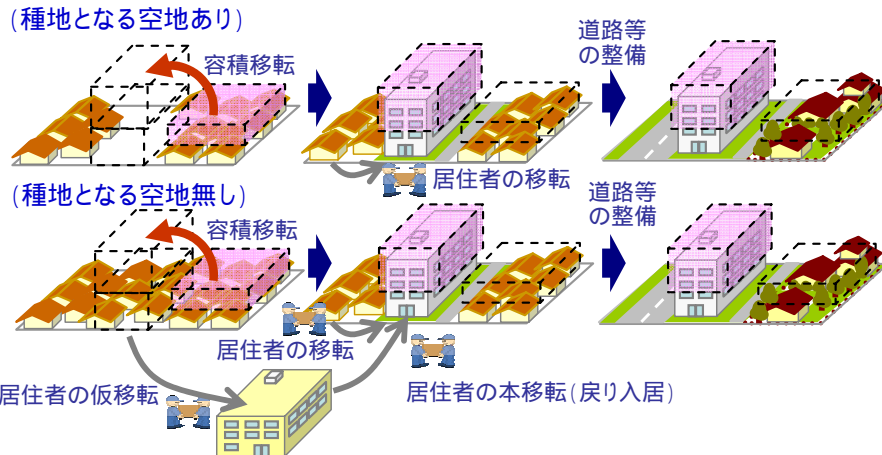
・住民による自発的な建て替えへの支援



・強制力を持った事業手法の拡充による基盤整備と建て替えの一体的な推進  
・沿道の建築物整備等を総合的に促進するための支援制度の創設



・容積の移転を活用した受け皿住宅等の整備の促進



最低限の安全性(不燃領域率40%以上)を確保

\* 不燃領域率: 市街地面積に占める、耐火建築物等敷地、一定規模以上の空地・道路等の面積の割合。おおむね40%を超えると地震時に市街地大火となる確率が大きく低減する。

・除却勧告の対象を拡大



震度5強程度でも倒壊する裸木造(非常に危険な建築物)



震度6強~7で倒壊や外壁等の脱落のおそれのある防火造